

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（第2四半期）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由 (随意契約理由番号)</u>	WTO
1	大阪市立弘済院附属病院給食管理システム 再構築業務委託	10:01:01 : その他情報処理	日本事務器株式会社 関西支社 支社長 宇都宮 真二	4,620,000	令和7年7月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G4 既契約と密接関係	
2	【放射線科】エックス線デジタル画像診断装置保守 点検業務委託に係る追加修繕業務委託	07:01:01 : 医療・試験検査、理化学機器等保守	コニカミノルタジャパン株式会社 情報機器営業本部 関西支社長 北出 誠	1,960	令和7年7月14日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G4 既契約と密接関係	
3	令和7年度大阪市立弘済院非常用発電機 点検整備業務委託	01:02:01:電気設備	ヤンマーエネルギーシステム 株式会社 大阪支社 取締役大阪支社長 尾形 宏仲	1,113,750	令和7年8月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
4	令和7年度大阪市立弘済院附属病院 業務用エアコン点検業務委託	01:02:04:空調・冷暖房・換気設備	ダイキン工業株式会社 西日本サービス部長 東野 哲弥	11,660	令和7年8月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
5	令和7年度大阪市立弘済院附属病院別館 ガス給湯器修繕	01:02:14:その他設備	パーパス株式会社 大阪テクニカルサービスセンター 所長 稲垣 健吾	39,402	令和7年8月5日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
6	令和7年度大阪市立弘済院 寿楽館シャッターポート点検業務委託	01:02:14:その他設備	三和シヤッター工業株式会社 大阪支店 支店長 中谷 忠弘	37,070	令和7年8月18日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
7	令和7年度大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム スチームコンベクションオーブン軟水器カートリッジ交換	13:26:01:その他	日本調理機株式会社 関西支店 支店長 小西 洋	44,000	令和7年8月29日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
8	【外来】電子カルテ用プリンター修繕	13:26:01 : その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部大阪支社 北大阪営業部部長 土岐 雄一	56,430	令和7年9月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
9	令和7年度大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 女子更衣室扉錠前交換	02:14:20:修繕	キーフレンド 長澤 武範	34,100	令和7年9月10日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第1号	金額が少額なもの (5万円以下の少額特名随意契約)	—

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立弘済院附属病院給食管理システム再構築業務委託

### 2 契約相手方

日本事務器株式会社 関西支社

### 3 隨意契約理由

給食管理システムは平成23年度に導入し、現在に至るまでメンテナンス等を経て運用を継続してきたが、令和7年度をもって各種サポートが終了する。当該システムは令和9年度当初（予定）の閉院をもって稼働を終了するが、令和7年度のサポート終了後も安定稼働が必須である。

本業務委託にあたっては、システム全体の維持及び病院内業務の効率化を図るとともに、献立情報をはじめとする各種データの蓄積による医療の質的増進と病院機能及び患者サービスの充実を図り、また、現在運用中のシステムを問題なく使用するための初期設定作業及び今回更新対象外機器やメインシステムである電子カルテシステムとの連携テスト等も実施するため、ソフト面およびハード面の双方を一括的に管理する必要があり、これらは当該システムの運用保守業務と密接不可分なものであることから、当該システムの運用保守業務委託契約を締結している上記業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）  
電話番号 06-6871-8032

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

[放射線科] エックス線デジタル画像診断装置保守点検業務委託に係る追加修繕業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市西区西本町 2-3-10  
会社名 コニカミノルタジャパン株式会社  
代表者 情報機器営業本部 関西支社長 北出 誠

### 3 随意契約理由

当院 1 階の放射線科一般撮影室に設置しているエックス線デジタル画像診断装置に係る CR 装置（コンピューテッドラジオグラフ）について、読み取り装置へのカセット挿入時に幅調節をする機構内の部品の不具合により使用不可の状態となったため、早急に交換、修繕対応を行う必要がある。

当該機器は、製造メーカーである上記業者と保守点検契約を締結しているところであるが、本件は保守範囲外であり別途有償対応が必要となる。

当該機器の修繕は現に締結している保守点検契約と密接不可分の業務であり、上記業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確となるおそれがあることから、上記事業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

（電話番号：06-6871-8034）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和 7 年度大阪市立弘済院非常用発電機点検整備業務委託

### 2 契約の相手方

兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 3 番 30 号

ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社

取締役大阪支社長 尾形 宏伸

### 3 随意契約理由

本業務委託の対象とする非常用発電機は、上記のヤンマーエネルギーシステム社の製品であり、独自の技術により設計されたもので、その点検整備ができるのは部品や整備技術を保有する製造者のみである。

よって、本件は上記の業者と委託契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06（6871）8003

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和 7 年度 大阪市立弘済院附属病院 業務用エアコン点検業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市北区錦町 4-8 2

業者名 ダイキン工業株式会社

代表者 西日本サービス部長 東野 哲弥

### 3 隨意契約理由

本点検業務は、弘済院附属病院 2 階病棟の 212 号室に設置されているエアコンが冷えなくなり、正常に冷房運転が出来ないという不具合が発生したため、点検を行い不具合箇所を確認するものである。

当該病室は入院患者の病室として使用しているため、良好な室内環境の確保の観点から、迅速な復旧が求められる。

当該病室に設置している業務用エアコンはダイキン工業株式会社が独自に設計、製造したものであり、当該機器の点検や保守業務には特殊の技術や手法が必要であり、且つ部品交換を行う場合は固有の部品が必要であるため、本点検業務の履行が可能な事業者は上記事業者に特定される。

以上の理由から、当該エアコンの製造会社である上記事業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話 06-6871-8034

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市立弘済院附属病院 別館ガス給湯器修繕

### 2 契約の相手方

所在地 大阪府吹田市豊津町 13-24 江坂リツエイビル 6階

会社名 パーパス株式会社

代表者 大阪テクニカルサービスセンター 所長 稲垣 健吾

### 3 随意契約理由

本修繕は、附属病院別館で使用しているガス給湯器の制御回路で不具合が発生したため、部品の取り替えを行うものである。このまま不具合を放置すると別館の給湯設備が使用できなくなるため、病院給食の提供や、医療器具の洗浄ができなくなり、病院運営に支障をきたすため早急な修繕が必要である。

当該ガス給湯器はパーパス株式会社が独自に設計、製造したものであるが、ガス給湯器は各製造会社により構造、規格が異なり、代替が難しい製造者独自開発の部品を用いており、且つ本修繕には特殊の技術、手法を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者は上記事業者に特定される。

以上の理由から、当該ガス給湯器の製造会社である上記事業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話 06-6871-8034

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和 7 年度大阪市立弘済院寿楽館シャッターポイント検査業務委託

### 2 契約の相手方

大阪市淀川区西中島 5-5-15 新大阪セントラルタワー北館 7 階

三和シャッター工業株式会社

大阪支店 支店長 中谷 忠弘

### 3 随意契約理由

本業務委託の対象とする寿楽館のシャッターは、上記の三和シャッター工業株式会社の製品であり、独自の技術により設計したもので、点検業務ができるのは製造者である同社のみである。

よって、本件は上記の業者と委託契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理）

06-6871-8003

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム  
スチームコンベクションオーブン軟水器カートリッジ交換

### 2 契約相手方

所 在 地：大阪府豊中市走井2-9-2  
事業者名：日本調理機株式会社 関西支店  
代表者：支店長 小西 洋

### 3 隨意契約理由

第2特別養護老人ホームの厨房で使用しているスチームコンベクションオーブンに付随する軟水器カートリッジが取替時期となった。  
目詰まりによるボイラーの故障を防ぐため、カートリッジの交換を行う。  
当該機器は株式会社コメットカトウにより製造されたものであるが、保守管理等については販売店に委託しており、他社が修繕等を行うと責任の所在が不明確となることから、当該機器の納品を行った上記事業者に依頼する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市立弘済院 管理課（施設運営） 06-6871-8020

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

[外来] 電子カルテ用プリンター修繕

## 2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号 リコーアービル 5 階

会社名 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部  
大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 土岐 雄一

## 3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコージャパン社製であり、当機器の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、当該事業者と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）  
(電話番号：06-6871-8034)